

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

私は、昭和46年12月にA株式会社から独立して自営業を営むことにしたが、勤務した会社を退職する際に総務部の女性社員より「退職後は直ちに国民年金に切り替える手続をするように。」と教えられていたので、退職後、国民年金に加入し、毎月、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた記憶が有り、申立期間が未納となっていることには納得ができないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、60歳に達するまで34年以上にわたり国民年金保険料を全て納付しており、昭和53年7月からは付加保険料を納付し、平成8年5月からは国民年金基金に加入するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人は、国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は、過年度納付が可能である上、B市では、国民年金加入時に納付可能な過年度保険料について、納付書を発行して納付勧奨を行うのが通例であったことを踏まえると、納付勧奨を受けた申立人が申立期間の保険料を過年度納付し

たものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年2月まで

会社退職後の平成8年2月から同年6月までの間に国民年金の加入手続を行った際に、未納であった申立期間の国民年金保険料の納付を催促され、お金は母親が用意してくれ、母親と一緒にA市B区役所又はC市役所D支所でまとめて納付した。納付していないことになっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年2月から同年6月までの間に国民年金の加入手続を行い、未納であった申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日 平成8年2月16日」と記載されていることが確認でき、このことは、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の氏名により被保険者資格を取得していること及び申立人の納付記録により、平成8年6月にC市において払い出されたものと推認されることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、同年4月及び同年5月の保険料(2万4,600円)を同年6月26日に現年度納付し、同年2月及び同年3月の保険料(2万3,400円)を同年7月31日に過

年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から60年6月まで

私が25歳の頃、40年間納付しないと満額の年金がもらえないと聞き、夫婦共に20歳からの国民年金保険料を遡って納付した。A市B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、二人分で約60万円を金融機関でまとめて納付したと記憶している。加入手続後の保険料は、同一口座から口座振替により納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、25歳であった昭和48年頃、夫婦共に20歳からの国民年金保険料を遡って納付し、加入手続後の保険料は、同一口座から口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間に後続する60年7月から同年9月までの保険料を62年10月20日に納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人夫婦は、同年10月頃国民年金に加入したものと推認され、このことは、申立人夫婦が所持する年金手帳に「62.10.16届出」と記載されていること、及びA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人夫婦が昭和62年度から登載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない上、申立人夫婦が国民年金に加入した時点では、申立期間は既に

時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦は、上記の国民年金加入時点において、時効とならず遡って納付可能な昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料（二人で 29 万 1,720 円）を同年 10 月 20 日及び同年 11 月 10 日に過年度納付し、62 年 4 月から同年 10 月までの保険料（二人で 10 万 3,600 円）を同年 11 月 27 日にまとめて現年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、保険料を納付した時期及び期間について誤認している可能性がうかがえる。

なお、A 市において、口座振替による国民年金保険料納付が可能となったのは昭和 54 年 6 月からであり、申立人夫婦は、63 年 11 月から夫婦同一の口座で口座振替により保険料を納付していることが上記の国民年金収滞納リストにより確認できる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から60年6月まで

夫が25歳の頃、40年間納付しないと満額の年金がもらえないと聞き、夫婦共に20歳からの国民年金保険料を遡って納付した。夫が、A市B区役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、二人分で約60万円を金融機関でまとめて納付したと記憶している。加入手続後の保険料は、同一口座から口座振替により納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が25歳であった昭和48年頃、夫婦共に20歳からの国民年金保険料を遡って納付し、加入手続後の保険料は、同一口座から口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間に後続する60年7月から同年9月までの保険料を62年10月20日に納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人夫婦は、同年10月頃国民年金に加入したものと推認され、このことは、申立人夫婦が所持する年金手帳に「62.10.16届出」と記載されていること、及びA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人夫婦が昭和62年度から登載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない上、申立人夫婦が国民年金に加入した時点では、申立期間は既に



時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人夫婦は、上記の国民年金加入時点において、時効とならず遡って納付可能な昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料（二人で 29 万 1,720 円）を同年 10 月 20 日及び同年 11 月 10 日に過年度納付し、62 年 4 月から同年 10 月までの保険料（二人で 10 万 3,600 円）を同年 11 月 27 日にまとめて現年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、保険料を納付した時期及び期間について誤認している可能性がうかがえる。

なお、A 市において、口座振替による国民年金保険料納付が可能となったのは昭和 54 年 6 月からであり、申立人夫婦は、63 年 11 月から夫婦同一の口座で口座振替により保険料を納付していることが上記の国民年金収滞納リストにより確認できる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年12月まで  
昭和47年9月からA社に勤務し、勤務中は外出できなかったため、雇用主の夫がこの頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は勤務当初から給料から引かれ、その夫が納付してくれていたと思う。全て任せていたため詳細は不明であるが、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月頃に雇用主の夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は勤務当初から給料から引かれ、その夫が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年1月21日であることから、この頃、申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については現年度納付が可能であるものの、申立人が所持する上記の国民年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄には検認印が無いことから、現年度納付されなかったものと考えられ、47年9月から49年3月までについては、過年度期間となることから、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳には、その形跡は見

当たらず、これはオンライン記録とも一致している。

さらに、雇用主の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 7 月まで

昭和 62 年当時、私は、A 社に勤務しており、同社の所長は国民年金に加入しておらず、私も加入する必要が無いと考えていたが、同年 4 月の婚姻を契機に国民年金に加入することとし、加入手続をして、「2 年前までは遡って納付できる」旨の説明を受け、納付書をもらい国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

なお、資料として、昭和 63 年の「給与所得の源泉徴収票」、昭和 63 年度の「市民税・県民税に係る通知書」等を提出する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月の婚姻を契機に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、B 県 C 郡 D 町（現在は、E 市 F 区）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿において、「加入届出 H 4. 9. 19」と記載されていることから、申立人は、平成 4 年 9 月 19 日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、時効とならず遡及納付が可能であった申立期間直後の平成 2 年 8 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料を、加入直後の 4 年 9 月 22 日以降、5 年 12 月 10 日までの間に、分割して過年度納付していることが上記の被保険者名簿及びオンライン記

録において確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人から提出された「昭和 63 年度 市民税・県民税特別徴収義務者への通知書」及び「昭和 63 年分 給与所得の源泉徴収票」の社会保険料控除の欄には、それぞれ昭和 62 年分、63 年分について、おおむね一人分の国民年金保険料相当額が計上されている形跡がうかがえるものの、前述のとおり、申立人が国民年金に加入する以前のものであることから、これは 62 年及び 63 年の現年度納付が確認できる申立人の妻の分であると考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。